

健康保険○か×か

意外と知らない
受診のマナー

柔道整復師（接骨院・整骨院）のかかり方 健康保険が使える範囲は 制限されています



肩こりがひどいので、
マッサージに行こうと思ったら、
近所の接骨院の看板に
「保険診療取扱」の文字を発見！
もし、接骨院で肩こりのための
マッサージを受けたら、
健康保険が使えるんですか？

単なる肩こりや腰痛に
健康保険は使えません

接骨院や整骨院などでは、いわゆる「柔道整復師」が施術を行っています。医師ではないことから、健康保険が使える範囲は制限されています。接骨院や整骨院が「保険診療取扱」と看板に掲げていても、すべての施術が健康保険の対象になるわけではありません。健康保険が使えるのは下記の一部のケースに限られます。

請求を柔道整復師に委任

通常の医療給付と違い、柔道整復師では施術を受けたときの保険給付は「療養費」と呼ばれています。療養費とは、海外で医療機関にかかったときなどのように、治療費の全額を自分で支払い、あとで健康保険組合に請求して保険給付分の払い戻しを受けるしくみです。しかし、柔道整復師においては患者が「療養費支給申請書」に署名（捺印）して、保険者への請求を柔道整復師に委任する形をとります。そのため、実際には保険証を提示のうえ、3割などの一部負担金で施術を受けられるのです。

健康保険が使える場合

外傷性の…

- 骨折・ひび・脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）
- ねんざ・打撲・肉離れ

健康保険が使えない場合

- 医師が治療すべき内科的原因の疾病
- 椎間板ヘルニア、脳疾患後遺症、神経痛、リウマチ
- 日常生活からくる疲労や老化による肩こり、腰痛、筋肉痛など
- 外科や整形外科で治療を受け、同時期に同一部位の治療を柔道整復師で受けた場合
- 症状改善のない漫然とした長期の施術 など

※外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害や通勤災害に該当する場合は、健康保険は使えません。

請求内容を確認して 必ず自分で署名（捺印）を

健康保険で柔道整復師の施術を受けた場合は、柔道整復師が作成した「療養費支給申請書」に書かれている施術内容（負傷名・負傷原因・施術回数・自己負担額）を確認したうえで、委任欄に必ず自分で署名（捺印）し、そのつど自己負担の領収書をもらって保管するようにしましょう。

健康保険組合では、柔道整復師からの請求が正しいかどうかを確認する場合があります。万が一、健康保険対象外の内容が含まれている場合は、費用を返還していただくこともありますのでご注意ください。